

市民福祉団体全国協議会 会員各位

市民協
(認定NPO法人市民福祉団体全国協議会)
全労済
(全国労働者共済生活協同組合連合会)

「ボランティア共済」のご案内

市民福祉団体全国協議会では、ボランティア活動を行う会員の皆さまに「ボランティア共済」を案内しています。

「ボランティア共済」は、ボランティア活動参加中の不慮の事故や特定疾病に対しては見舞金を、ボランティア活動中の賠償事故に対しては保険金を保障できる制度です。

安心してボランティア活動に参加いただけるよう、是非ご加入を検討いただきますようお願いいたします。

なお、お問い合わせやお申し込みにつきましては、市民協事務局までお願いいたします。

◎掛金と保障内容などの詳細は、同封のパンフレットをご覧ください。

◎お問い合わせ・お申し込みについて

(1) 同封の「問い合わせ表」に記入し、FAXで下記連絡先まで送信ください。

<ご連絡先> 市民協事務局

FAX: 03-6809-1093

※ 詳細な説明やお申込手続きについては、市民協事務局へご連絡いただいた後に最寄りの全労済都道府県本部よりご連絡いたします。

(2) お申し込みは全労済の各都道府県本部を窓口として、必要書類の提出と掛金の払込みが必要です。

※2017年9月以降にボランティア共済のツール改訂を予定しております。9月以降の取り組みとなる場合は、新しいツールをお送りしますので、取り組みを開始される際にお申し出ください。

認定 NPO 法人市民福祉団体全国協議会（市民協）

事務局 行

FAX : 03 (6809) 1093

「ボランティア共済」問い合わせ（受付）表

団体名 _____ 記入者氏名 _____

住所 _____

TEL _____ FAX _____

E-mail _____

問い合わせ内容

下記の番号に○をつけてください。

1. 詳しい説明を聞きたい
2. 加入を検討したい
3. その他

市民協処理欄	市民協 受付日 月 日	市民協→全労済送付日 月 日	整理番号
全 労 済 処 理 欄	連絡日、事業本部・県本部名を 記入してください⇒	本部 月 日	() 事業本部 () 本部 月 日 月 日
	都道府県本部処理欄：下記に該当する項目がありましたら、ご記入のうえ事業本部経由で 本部まで送付願います。		
	事業所訪問日 月 日 (担当者名：)	加入の型	発効日

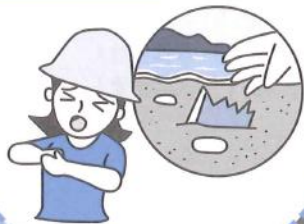
ボランティア共済

補償制度費用保険特約条項 (ボランティア活動参加中の災害見舞金給付特約条項) 付帯約定履行費用保険・ボランティア活動特約付帯施設賠償責任保険

ここがポイント!

- ① 年間包括契約となっているので、安心してボランティア活動に参加できます。
(活動ごとに加入できるスポット型もあります。)
- ② ボランティア活動に参加される構成員の皆さまが、すべて対象となります。
- ③ ボランティア共済は、災害見舞金規程に基づき、ボランティア活動に参加される構成員の皆さまを対象に活動参加中のケガや特定疾病に対して災害見舞金を給付いたします。
- ④ ボランティア活動中の賠償事故も保障いたします。

海岸清掃のボランティア活動中、ガラスの破片で手を切った。(傷害)



ボランティア活動に向かう途中、交通事故に遭いケガをした。(傷害)



植林ボランティア活動中、日射病で倒れた。(特定疾病)



たとえばこんなとき
給付いたします。

ボランティア活動中に食べたお弁当により、食中毒になった。(特定疾病)



入浴介助ボランティア活動中、誤って老人にケガをさせた。(賠償責任)



制度のあらまし

1. 加入できる団体

以下のすべてを充たすボランティア活動団体(以下「ボランティア活動団体」といいます。)

(1) ボランティア活動を目的とした団体であること(法人格の有無は問いません。)

※ 団体の中の一つの部署などがボランティア活動を行う場合は、ボランティア活動団体とは認められません。

※ 労働組合が行うボランティア活動は、「行事サポート共済」「行事スポット共済」をご検討ください。

(2) 全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)の協力団体であること

※ 契約の加入申込み、保険料の払込み、保険金等の請求および受領、異議の申し立て、解約その他一切の事務手続きが団体として可能であること

(3) 団体の構成員(役職員を含みます。)が原則20名以上であること

(4) 団体の構成員名簿があること、または提出できること

(5) 定款、会則等に代表者の定めがあり、その代表者もしくは機関が見舞金規程の採用、見舞金給付の決定を行うことができること

2. 加入できる人

ボランティア活動団体の構成員全員

(1) ボランティア活動団体にボランティア活動を目的として登録したボランティア活動者

(2) ボランティア活動団体の役職員

(注) 団体の役職員の本来の職務中は保障の対象外ですが、ボランティア活動に参加中は保障の対象となります。

3. 加入の単位

ボランティア活動団体を加入単位とします。(個人・部署単位での加入はできません。)

4. 給付の対象となるボランティア活動

自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とする日本国内で行われる非営利の活動で、かつ、ボランティア活動団体の会則に則り企画、立案された活動が対象となります。

※ ボランティア活動場所への合理的な経路および方法による往復途上も含まれます。

※ ボランティア活動のための学習会、研修会、会議等も含まれます。

5. 給付の対象とならないボランティア活動

- (1) 海難・山岳救助ボランティア活動
- (2) 野焼き、山焼きを行う森林ボランティア活動
- (3) 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- (4) その他(1)～(3)に類する危険なボランティア活動

ご注意

自助活動は「ボランティア共済」では対象になりません。

※ PTA・自治会・町内会・老人クラブなどが行う、団体構成員の相互扶助や親睦などを主たる目的とした活動が自助活動に当たります。

6. 傷害および特定疾病の対象者(被保険者)の範囲

ボランティア活動団体の構成員(役職員を含みます。)

7. 賠償責任負担の対象者(被保険者)の範囲

保障内容	被保険者の範囲
施設賠償責任	・ボランティア活動団体 ・ボランティア活動団体の構成員 ・ボランティア活動団体の構成員の監督義務者
生産物賠償責任 保管物賠償責任 人格権に対する賠償責任	・ボランティア活動団体

8. 加入方式について

以下の加入方式になります。

(1) 年間包括型

年間の活動をまとめて加入します。

(2) スポット型

ボランティア活動日ごとに加入します。

● 団体契約のご説明

この保険は、全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)を保険契約者とし、全労済の協力団体であるボランティア活動団体を加入対象とする団体契約です。

※ 全労済の協力団体であっても前記のボランティア活動団体に該当しない団体はご加入いただけません。